

仙台市国土強靱化地域計画(中間案) パブリックコメント実施結果

1.実施概要(1)配布場所: 市政情報センター、区情報センター、各区役所総合案内、総合支所、ほか仙台市ホームページで公表

(2)意見提出方法: 郵送、ファクス、Eメール

(3)意見公募期間: 令和2年8月26日～令和2年9月25日

2.意見数 意見提出数 33件(12団体等)

3.ご意見と本市の考え

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
1	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 1-4(突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生) <推進方針の詳細> 【雨水対策の推進】	p.21	河川の維持管理や改修などの水害対策の具体的な対策が示されていないため、浸水の原因や具体的な対策を示して欲しい。また、国と県との日常的な連携体制、連携内容は公開されているか。	浸水の原因として長時間にわたる大雨などにより河川の水位が河川堤防の天端よりも高くなり住居側に溢れ出すことなどが考えられますが、このようにして起きた浸水被害などを最小限にし、人命の保護を最優先にという考えのもと、災害が発生する可能性のある区域としてハザードマップによる周知、避難上の留意事項等の広報に努めております。いただいたご意見を踏まえ、河川流域の安全確保への取り組みに関する追加修正を行います。また、日常的に土砂の撤去や支障木の伐採など本市に寄せられた地域からの要望、現場調査結果を国や県に伝え対応しているほか、国で進めている名取川水系流域治水プロジェクトにおいては、流域が一体となった治水対策の検討を進めており、令和2年度末の策定・公表に向け現在国で調整中であると伺っております。
2	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 8-4(事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態) <推進方針の詳細> 【復旧・復興に必要な用地の確保】	p.75	発災時に必要に応じて応急仮設住宅やがれき置き場等で使用(無償貸付等)できるよう、災害発生時に使用可能な未利用国有地等の情報提供が行われているため、関係部局に加えて「関係機関」の追記を検討いただきたい。	ご意見のとおり、該当箇所に「関係機関」を追加修正いたします。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
3	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 1-4(突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生) <推進方針の詳細> 【大雪時の除雪、路面凍結防止の推進】他	p.21他	国や県等との連携が必要と考えられる事項においては、「国や県等の関係機関と連携する」の文言記載があっても良い。 p.21【大雪時の除雪、路面凍結防止の推進】、p.33【医療支援ルート途絶を回避するための対策】、p.61【道路の無電柱化対策の推進】など。	ご意見のとおり、該当する推進方針の詳細項目に「国や県との連携」について追加修正いたします。
4	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 1-4(突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生) 資料 リスクシナリオに関連する東日本大震災時等の状況 ・河川堤防の被害と復旧	p.22	堤防が浸食は「侵食」が正しい。	ご意見のとおり、「侵食」に修正いたします。
5	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-1(被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止) 資料 リスクシナリオに関連する東日本大震災時等の状況	p.26	電柱倒壊・陥没等による緊急車両通行不能の事例が仙台市内である場合は、取り組みの背景として記載すべき。	東日本大震災では、道路・橋梁等、市内の約12,000カ所で路面の亀裂や沈下、橋梁の背面との段差、法面崩壊、マンホールの隆起など、さまざまな被害が発生し、通行止めや通行規制によって、緊急車両の通行に支障がありましたので、ご意見のとおり、東日本大震災時の道路被害の状況について追加修正いたします。
6	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-3(自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足) <推進方針の詳細> 【関係団体との応援協力締結、応援体制の確保】	p.29	「TEC-FORCE（リエゾン含む）」の文言を追記してはどうか。	ここでは、「TEC-FORCE」も含めた複数の関係団体との応援協力協定などを指しておりますので、当該箇所具体的な名称等は追加しないことといたします。
7	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 4-1(防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止) <推進方針の詳細>	p.45	無電柱化推進を（再掲）してはどうか。	本市においては、大規模な災害による電柱の倒壊等を防止し、道路の輸送機能の確保や救助活動の円滑な実施を図るため、緊急輸送道路等における無電柱化を推進いたします。そのため、リスクシナリオは「7-1沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺」へ掲載することとしております。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
8	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 8-5(東日本大震災等の経験や教訓の発信、防災教育、啓発が生かされず、国内外で発生した災害により甚大な被害の発生や復興が大幅に遅れる事態) <推進方針の詳細>	p.77	「震災伝承ネットワーク協議会」「3.11伝承ロード」等震災伝承に関する記載を追加してはどうか。	ご意見の協議会等につきましては、本市も参加しているところであり、当協議会等を含めまして、p.77「震災復興メモリアルの推進」に記載している「被災各地と連携」で取りまとめております。なお、体験を伝えることはもとより、体験を振り返る中で感じた事や学んだ事などを含めて次世代につなぐ必要があると考えていることから、ご意見にある「伝承」を包含する意味合いで、「経験と教訓の発信」または「継承」という表現にしております。
9	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 6-1(電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止) <推進方針>	p.55	『エネルギー自立型のまちづくり』と「エネルギー自律型のまちづくり」の表現が混在しているため用語を統一した方が良い。	ご意見のとおり、「エネルギー自律型のまちづくり」に統一いたします。
10	参考 過去の大規模自然災害 表4 過去の大規模自然災害一覧 等	p.5、6	名称を定めた地震は正式名称の記載にすべき。 「昭和53年宮城県沖地震」→「1978年宮城県沖地震」 「平成20年岩手・宮城内陸地震」→「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震」 「平成23年東北地方太平洋沖地震」→「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」	ご意見のとおり、正式名称に修正いたします。
11	参考 過去の大規模自然災害 ・「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による市内の主な被害状況等	p.6	「最大余震は4月7日でマグニチュード7.2、宮城野区で震度6強を記録しました。」について、最大余震は、3月11日15時15分の茨城県沖の地震（M7.6）なので、上記の記載は誤りです。「同年4月7日にはマグニチュード7.2の余震が発生し、宮城野区で震度6強を記録しました。」等、記載の変更が必要です。	ここでは、余震のうち仙台市内において観測された最大震度をお示しする趣旨でしたので、ご意見のとおり修正いたします。
12	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 1-4(突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生) <推進方針の詳細> 【暴風対策の推進】	p.21	津波防災対策について、「巨大な津波に対し、海岸堤防などの構造物による防御には限界があること、命を守るため「逃げる」ことなど・・・」とソフト対策もイメージした記載となっているが、暴風対策の推進（高潮）については、ハードだけで防御できる記載となっているため、高潮に対しても避難を意識したソフト対策の記載があっても良い。	ご意見のとおり、高潮災害のソフト対策について追加修正いたします。なお、高潮に関する気象警報等が発令された場合は、災害対応本部を設置する等体制を構築し、災害の警戒及び応急対策にあたってまいります。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
13	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 1-5(大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生) 資料「○リスクシナリオに関連する過去の地すべり」	p.24	「青葉山地すべり斜面の上部には宮城教育大学や宮城県地方公所教育庁教育研修センターがあり、・・・」について、「青葉山地すべり斜面の上部には宮城教育大学や令和3年4月に開校予定の私立学校である(仮称)支援学校仙台みらい高等学園があり、・・・」に修正が必要です。※教育研修センターは平成25年3月に閉所、跡地等を私立の特別支援学校として利活用するため。	ご意見のとおり、修正いたします。
14	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 6-3(汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止) <推進方針の詳細> 【下水道施設の老朽化対策の推進】	p.59	下水道施設では、農業集落排水施設を含めた表現とすることが良い。	ご意見のとおり、「農業集落排水施設」を含めた表現に追加修正いたします。
15	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 5-2(コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等) <推進方針>他	p.50他	「仙台港」との記載が複数ありますが、正しくは「仙台塩釜港仙台港区」となります。	ご意見のとおり、正式名称の「仙台塩釜港」に統一いたします。
16	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-3(自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足) <推進方針の詳細> 【災害時医療連携の推進、医療救護班の確保】他	p.29他	該当箇所の協定を締結している団体に「日本赤十字社宮城県支部」の追加が必要です。※仙台市と2019年4月に委託協定締結済み	ご意見のとおり、協定締結団体の記載漏れがございましたので、該当箇所に「日本赤十字社宮城県支部」及び同じく記載が漏れていた「宮城県医薬品卸組合」を追加修正いたします。
17	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-5(医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺)	p.33	大規模災害時の医療機能麻痺を防ぐためには、一次医療機関の停電対策が大変重要と思います。広域停電下でもかかりつけ医が継続して市民の健康を守るための工夫が必要。	ご意見について、今後も、大規模災害時の医療体制を確保するため、仙台市医師会をはじめ関係機関、国、県との連携を強化してまいります。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
18	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生) <推進方針の詳細> 【避難所の環境整備】	p.38	指定避難所には太陽光発電+蓄電システムが配備されていますが、予備避難所や福祉避難所などには緊急電源設備が備わっていないようです。準指定レベルの避難所、さらには介護福祉施設などにおいて停電時の最低必要電力を賄う程度の電力供給システムを考えるべきではないでしょうか。万が一の災害時に、指定避難所だけでなく、他の避難所、介護福祉施設などの灯りがあれば、市民に安心を感じてもらえるはずです。	ご意見の予備避難所は、本市では補助避難所と位置付けるものでございますが、こちらにおきましては、搬送や操作が容易なLPガス発電機、及びその燃料であるカセットボンベを備蓄するほか、広範囲を照射可能なLED投光器も配備しており、LPガス発電機から給電することで、一定程度の照明効果を得ることができます。また、多くの福祉避難所協定締結施設では施設として非常用電源が整備されておりますが、本市でも非常用自家発電機の購入補助制度を設け設備の導入促進を図っております。今後も施設の意向を確認しつつ、整備が進むよう取り組んでまいります。なお、このような状況の記載が不足しておりましたので、追加修正いたします。
19	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 8-2(復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態) <推進方針の詳細> 【ボランティアコーディネーターの養成等の推進】	p.71	以前は災害ボランティアセンターの運営スタッフとして「ボランティアコーディネーターの養成」が行われていましたが、現在は理解者を広げていくことを目的に「ボランティアサポーターの養成」という形で実施されています。また、中間支援組織として例示された団体は、震災後～復興時に活動を開始した中間支援組織と把握しており、震災直後は、仙台市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターを始め、仙台市市民活動サポートセンター、東北福祉大学ボランティアセンターが中間支援組織として役割を担っていました。	ご意見のとおり、「災害ボランティアセンター運営サポーターの養成」に修正いたします。また、中間支援組織の説明内容についても修正いたします。
20	第4章資料編 1脆弱性評価結果の詳細 2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生) 【福祉避難所】	p.89	指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の災害時要援護者を受け入れるため、市内の福祉施設が2次避難所である「福祉避難所」に指定されており、福祉避難所開設にあたっては、市が確保に努める生活相談員や介護員を含めて人員体制を整える必要があります。加えて必要な資機材等の確保も必要です。これらが難しい場合などは、市から要請があっても速やかに開設できないリスクがあります。また、東日本大震災時に開設したときには、障害者と高齢者が混在したため対応に苦慮したほか、介護度も軽度から重度までの受け入れとなり、本会の施設では重度の方の支援に苦慮した経験があります。よって、福祉避難所への応援職員の確保や必要な資機材等の調達方法、避難者の特性等に応じた避難先の選定についても当計画に盛り込む必要があると考えます。	施設の被害状況、人員体制、避難者の特性等に応じて、受け入れ可能か事前に施設へ確認することとしておりますが、必要に応じて、人的支援については協定を締結している介護事業所からの派遣を検討し、資機材等の支援については市災害対策本部等と調整し、安定的な福祉避難所の運営ができるよう努めます。なお、ご意見のあった箇所はこれまでの取り組みの評価記載部分でしたので、上記の考えについては、p.37の2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生)<推進方針の詳細>【避難所運営体制の推進】に追加修正いたします。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
21	第4章資料編 1脆弱性評価結果の詳細 2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生) 【災害時要援護者情報登録制度の推進】	p.90	制度の普及促進のためには、地域団体や民生委員に任せるだけでなく、地域の援護体制が確立できるまで、研修や講師派遣といった取り組みに加え、相談対応、アドバイスや指導等、行政からの積極的な働きかけが必要であると考えます。	現在、地域からのご要望に応じて、地域懇談会や勉強会等に職員や支援アドバイザーの派遣を行い、本制度に関する説明や助言等のほか、支援の手引き等の資料を配布するなど、地域での具体的な取り組みが進むよう支援しております。今後もこのような取り組みを通じ、地域ごとの支援体制づくりを進めてまいります。なお、ご意見のあった箇所はこれまでの取り組みの評価記載部分でしたので、上記の考えについては、p.37の2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生)＜推進方針の詳細＞【災害時要援護者情報登録制度の推進】に追加修正いたします。
22	その他		中間案に記載されたりリスクシナリオ以外に、被災により休業や失業等が多数発生するリスクに備え、生活困窮世帯等に対する資金的な支援策についても当計画に盛り込む必要があると考えます。	災害の規模や程度により、資金的な支援策が必ずあるとは限らないため、計画に盛り込むのは難しいと考えます。被災により休業や失業等が多数発生するリスクに備え、生活困窮世帯等、市民に対しては、関係機関と連携しながら資金的な支援策を含め必要な支援を行ってまいります。
23	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-4(想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱) ＜推進方針＞	p.31	「帰宅困難者になることが想定される外国人旅行者等の支援」について、仙台西部地区（秋保温泉周辺・作並・定義地区・泉西部地区等仙台市郊外地区）を訪れる外国人観光客や温泉旅館等に宿泊する外国人宿泊者への対応とともに、利用できる公共交通機関が限られているため、上記地区を訪れる国内観光客への非常時の対応についても検討いただきたい。	災害時における外国人観光客への情報提供については、WEBによる発信を行っております。仙台西部地区を訪れる観光客への非常時の対応については、いただいたご意見を参考に関係機関と連携しながら、検討してまいります。
24	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 8-5(東日本大震災等の経験や教訓の発信、防災教育、啓発が生かされず、国内外で発生した災害により甚大な被害の発生や復興が大幅に遅れる事態) ＜推進方針の詳細＞ 【多様なステークホルダーが担う防災・減災】	p.77	ステークホルダーとして、子どもから高齢者までとあり、児童生徒の防災力向上に関する記述はありますが、若者の位置づけも必要ではないでしょうか。実際、大学生や専門学校生等は市内で自主的に防災活動に取り組んでいる事例もあり、災害時には支援者としておおいに期待できる存在です。仙台防災枠組においても「女性と若者のリーダーシップの重要性」が強調されています。検討をお願いいたします。	ご意見のとおり、市内では多くの学生等、若い世代が防災に取り組んでいることを認識しており、p.77【多様なステークホルダーが担う防災・減災】にも記載しましたとおり、「若者」も多様なステークホルダーの重要な一員と考えており、今後も若者による防災・減災の活動を推進してまいります。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
25	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-8(市民や企業、地域団体等の自助・共助が上手く機能せず、地域防災力が著しく低下する事態) <推進方針の詳細> 【仙台市地域防災リーダー(SBL)養成の推進】	p.39	SBLの養成については、仙台市が最も力を入れている防災にかかる人材養成の取り組みだと認識しています。養成された人材が、地域でより確実に活かされるよう支援する、または働きかけるとい踏み込んだ内容にはできないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「SBLの養成後も、研修会等によりSBLの知識や技術の向上を図り、地域におけるSBLの認知度向上や取り組みへの継続的な支援を行う」ことについて、追加修正いたします。
26	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生) <推進方針の詳細> 【男女共同参画の推進】	p.37	防災・減災に男女共同参画の視点が重要であることを盛り込んでいただきありがとうございます。防災・減災の分野の意思決定の場に女性の参画が必要であるという点について、SBLや防災士など防災に取り組む女性の参画の推進とありますが、限定的な印象を与えないためにも幅広い女性の参画の文言を加えていただきたいと思います。また、防災士については、民間の資格でもありますので、別途、説明が必要だと思います。	ご意見のとおり、限定的な印象とならないような表現(「様々なフィールドで防災に取り組む女性の参加を～」)に修正いたします。
27	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生) <推進方針の詳細> 【避難所の環境整備】	p.38	避難所の公的備蓄について、プライバシーへの配慮の必要性が記述されていますので、感染症対策の点からも間仕切り用のパーテーションは必須だと思いますが、公的備蓄に加えることはできないのでしょうか。実際、東日本大震災の際にも使用していた避難所はありましたが、難しいのでしょうか。	今後、間仕切り用のパーテーションを避難所の公的備蓄として配備を予定しております。ご意見のとおり、間仕切り用のパーテーション配備に関する追加修正いたします。
28	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-7(不十分な避難生活環境、健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生) <推進方針の詳細> 【様々な避難者への配慮】	p.37	「様々な避難者への配慮」の項目について当事者の声(要望)を聞いた上で、関係者で検討する旨を盛り込んでいただきたいと思います。関係者の中に当事者団体等が入っているのであれば、その旨を記載してください。	ご意見のとおり、当事者の声をお伺いした上で検討する旨を追加修正いたします。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
29	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 8-5(東日本大震災等の経験や教訓の発信、防災教育、啓発が生かされず、国内外で発生した災害により甚大な被害の発生や復興が大幅に遅れる事態)	p.77	震災以降、様々な視点から防災・減災に取り組む多様な団体やNPOが活動しており、これは東日本大震災の特徴でもあります。既存の組織だけでなく、こうした民間の力を活用し、連携・協働をすすめることを被災地の計画だからこそ盛り込んでいただけるとありがたいです。	ご意見のとおり、今後も、防災・減災の取り組みを行う地域団体・NPO・企業・大学など様々な主体を含む市民と行政が連携・協働しながら、防災・減災を推進していくことが重要であると考えますので、p.77の8-5(東日本大震災等の経験や教訓の発信、防災教育、啓発が生かされず、国内外で発生した災害により甚大な被害の発生や復興が大幅に遅れる事態)＜推進方針の詳細＞【市民との連携推進】に、その旨を追加修正いたします。
30	第1章基本的な考え方 1計画策定の趣旨	p.1	従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて→狭い意味でのという表現に違和感を覚えます。『従来の「防災」の範囲を超えて』でいかがでしょうか？	この国土強靱化の説明部分については、今までの防災の取り組みだけでは近年の大規模自然災害を防御できない場合もありうることから『従来の「防災」の範囲を超えて』といった表現にしておりましたが、改めて国の「計画策定ガイドライン」も参考としながら、簡潔な記述に修正するとともに、その前段に、ハード対策に加え、可能な限りソフト施策を進め、その組み合わせによる地域づくりを行う必要性について追加修正することといたします。
31	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 1-1(住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生) ＜推進方針の詳細＞ 【長町－利府線断層帯による地震災害への意識醸成】	p.16	長町－利府線断層帯による地震が今後30年以内に発生する確率は、1%以下と考えられています。活断層で起きる地震の発生間隔は数千年程度と長いため、30年以内の発生確率が小さくなりますが、危険度が低いということではないことを付記されてはいかがでしょうか？宮城県沖地震等の発生確率と同様に受け止められかねず、意識醸成につながらないのでは？と懸念します。	ご意見のとおり、意識醸成となるよう、発生する可能性としては、我が国の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられていること、直下型地震であることについて追加修正いたします。
32	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 2-1(被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止) ＜脆弱性評価結果＞	p.25	「～また、被災者に必要な物資が確実に届くようラストワンマイルを重視し、引き続き平時から道路通行の確保に努めています。」について、ラストワンマイルに注釈をつけるか、誰にでもわかる表現になさってはいかがでしょうか？	ここでは、被災者に必要な物資を確実に届けることを重視するという意味でしたので、「ラストワンマイル」は削除した表現に修正いたします。

項番	意見分類	該当ページ	意見要約	本市の考え
33	第2章脆弱性評価と国土強靱化の推進方針 4-1(防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止) <脆弱性評価結果>	p.45	<p>「～一方で、令和元年東日本台風(令和元年10月台風第19号)では、複数の避難所において防災行政用無線の通信状況が悪く使用できないという事態も発生しています。」について、東日本大震災後、さまざまな通信手段の整備を行っていた中で再びこのような事態が発生したのは由々しき問題です。推進方針は示されていますが、同じ事態を繰り返さないためにも、なぜ使用できなかったのか理由を明記してはいかがでしょうか？注意喚起につながるものと思います。また、避難が必要となる規模の自然災害が頻発していますので、徹底した対策を早急に講じていただくことを望みます。</p>	<p>防災行政用無線について、災害時に避難所運営の主体が体育館となる指定避難所では、職員室に設置しているものを体育館に移動し、可搬型アンテナを設置し対応しますが、令和元年東日本台風(令和元年10月台風第19号)では、複数の指定避難所において、その立地と防災行政用無線の電波の出力が弱いことにより通信状況が悪く使用できないという事態が発生しました。今後の対策として、既存の防災行政用無線よりも通信エリアが広く、携帯性に優れた新たな無線システム(IP無線)の導入を進めることとしておりますので、以上の原因と合わせて記載の追加修正を行います。</p>